質 問 書 に 対 す る 回 答

入札番号　　広施 35

件　　名　　旧老人福祉施設産業廃棄物収集運搬及び処分業務

次のとおり回答します。

質問番号	質問内容	回　　答	設計図書等の該当頁（該当箇所）
1	【一般廃棄物と産業廃棄物が混合している物品の扱いについて】 事前に現地確認した、一般廃棄物（木）と産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず等）の混合物の品目について、鳥取県の見解をご教示ください。	一般廃棄物と産業廃棄物が混合している物品の取扱についての鳥取県の見解は以下のとおりです。 『一般廃棄物と産業廃棄物の混合物については、可能な限り分別して処理することを原則としていますが、分別が困難なものについては次のとおりと考えています。 一般廃棄物と産業廃棄物のどちらかが微量に混入又は付着しているような場合は、総体として多く含まれる区分の廃棄物（一般廃棄物又は産業廃棄物）として取扱っても差支えないと考えます。 それ以外の場合は、原則として一般廃棄物と産業廃棄物の混合物として取扱うことになりますが、当該廃棄物の性質上、混合物として扱うことにより処理が困難になる場合は、総体として多く含まれる区分の廃棄物として処理せざるを得ない場合もあると考えます。 いずれの場合であっても、一般廃棄物に関係する事項については、排出場所の所在地を所管する市町村にも御確認ください。』	（該当物品：折り畳み机（木、金属）ソファ（木、プラ等）、ベッドのフレーム（木、プラ等）農具などの小物（木、金属））

2	【剥製の品目について】 鳥取県の見解をご教示ください。 剥製につきまして、事業活動に伴わないため一般廃棄物に該当するのではないでしょうか。	【質問２に対する回答】 剥製の品目についての鳥取県の見解は以下のとおりです。 『事業者として保管･管理していたものが不要になった場合は、事業活動に伴って排出された廃棄物に該当します。 当該廃棄物の素材が廃プラスチックや金属くず等の産業廃棄物の定義に当てはまるものであれば産業廃棄物に該当し、それ以外のものについては事業系の一般廃棄物となります。 御質問の剥製については、動物等の毛皮は一般廃棄物に該当しますが、内部の充填剤については木綿（一般廃棄物）や発泡スチロール（産業廃棄物）など、素材により取扱いが異なります。 事業系の一般廃棄物が含まれるものについては、排出場所の所在地を所管する市町村に処理の方法等について御確認ください。』 鳥取県の見解にもあるとおり、ご質問の剥製は、事業活動に伴って排出された廃棄物に該当することとなりますが、素材により、産業廃棄物または事業系の一般廃棄物に該当します。 なお、当該剥製については、質問１に対する回答（鳥取県の見解）のとおり取り扱うものとします。	該当品目書類の 4P 目の 26 行目